

## 筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和7年3月13日

仙台法務局

筆界特定登記官

記

### 筆界特定手続の表示

手続番号 令和5年第25号

対象土地 仙台市泉区七北田字大沢相ノ沢2番19

仙台市泉区七北田字大沢相ノ沢2番18